

第1回UPR日本政府審査における勧告・日本政府によるフォローアップ・日弁連による情報提供について

(日本政府が第1回UPR日本政府審査においてフォローアップに同意又は検討を約束した項目)				
第1回UPR日本政府審査における勧告 (A/HRC/8/44, para. 60)(30 May 2008)	勧告に対する日本政府の対応 (A/HRC/8/44/Add.1)(13 Aug 2008)	日本政府によるフォローアップの状況の人権理事会への報告(1 Mar 2011)/第2回UPR日本政府審査における政府報告	日弁連による情報提供(23 Apr 2012・30 Aug 2012)	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の条約の批准又は批准の検討 自由権規約第一選択議定書及び第二選択議定書(アルバニア) 拷問等禁止条約選択議定書(イギリス, アルバニア, メキシコ, ブラジル) 女子差別撤廃条約選択議定書(ポルトガル, アルバニア, メキシコ, ブラジル) 移住労働者権利条約(ペルー) 障害者権利条約(メキシコ) 強制失踪条約(アルバニア) 国際的な子の奪取の民事面に関する1980年ハーグ条約(カナダ, オランダ) 個人通報を受領し, 検討する人種差別撤廃委員会の権限の認識(メキシコ, ブラジル) 自由権規約第二選択議定書への署名(ポルトガル)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由権規約第二選択議定書を除く人権条約の締結の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>強制失踪条約は2009年7月に締結</li> <li>障害者権利条約は2007年9月に署名しており, 早期締結を目指す</li> <li>個人通報制度については, 政府部内で検討</li> <li>ハーグ条約締結・国内担保法案は2012年の通常国会に提出</li> <li>移住労働者権利条約については, 条約の理念は理解しているが, 移住労働者に対して他の個人以上の権利を保障していることから, 平等原則などとの関係で慎重な検討を要する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>強制失踪条約を締結したが, 死刑廃止条約(自由権規約第二選択議定書)及び移住労働者権利条約は未署名</li> <li>障がいのある人の「完全参加と平等」の理念のもと, 障がいのある人の権利に関する条約の水準に沿った基本的人権を保障する国内法を早急に制定することにより, 同条約の批准を速やかに実現することが必要</li> <li>国際人権条約に関する個人通報制度の受け入れについて, 外務省人権人道課に個人通報制度受け入れの準備のための人権条約履行室が設置される等の一定の進展が見られたものの, 現在まで実現していない</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>可及的速やかにパリ原則に沿った人権機構を設立するべきとの要請(特に自由権規約委員会及び児童の権利条約委員会からの要請)の実施。(アルジェリア)</li> <li>パリ原則に沿った国内人権機構を設立するために必要な法律をまとめること。(カナダ)</li> <li>国内人権機構の設立。(メキシコ)</li> <li>パリ原則に沿った国内機構を設立するための努力の継続。(カタール)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フォローアップすることに同意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パリ原則に沿った国内人権機構として人権委員会を創設するための法案の提出に向け, 必要な準備を進めている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回UPR勧告を受けて, 日本政府が約束通りフォローアップし, 2012年9月の法案の閣議決定にまで至ったことを高く評価</li> <li>公権力による人権侵害の救済に関して, 地方事務所が独自に対応する体制を確立するなど, 国内人権機関の独立性をより強化するよう改善した法案を2012年の臨時国会に提出し成立させるよう期待</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権侵害の申立てを調査するための独立した機構の設立。(イラン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フォローアップすることに同意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同上</li> </ul>

4	・人権理事会の特別手続に対する恒常的な招待の表明。(カナダ, ブラジル)	・恒常的な受入れを表明することを検討	・恒常的な招待を表明	
7	・女性を差別する全ての法律上の規定の廃止。(ポルトガル) ・女性の差別に対する施策の継続,特に女性の婚姻最低年齢を男性と同じ18歳への引き上げ。(フランス)	・フォローアップすることに同意	・婚姻適齢の男女統一や選択的夫婦別氏制度の導入等を内容とする民法等の法案を作成したが,国会に提出できていない ・2010年12月に第3次男女共同参画基本計画を決定し,婚姻的令の男女統一,選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について,引き続き検討	・女性を差別する民法婚姻規定(婚姻年齢,女性だけの再婚禁止期間及び夫婦の氏の選択)を改廃する法案は提出に至っていない ・女性差別撤廃委員会の第6次日本報告審議総括所見では,人工妊娠中絶を受ける女性に罰則を科す規定を削除するよう勧告 ・売春防止法において,顧客は処罰されない一方,売春した者が起訴の対象となりうることについて懸念 ・重要な政策決定の場に女性の参画が極めて少なく,これを解消するための法的な暫定的特別措置の導入もされていない
8	・マイノリティに属する女性が直面している問題への取り組み。(ドイツ)	・フォローアップすることに同意	・2010年12月に第3次男女共同参画基本計画を決定し,女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合などについては,人権教育・啓発や被害者の救済を進めるとともに,男女共同参画の視点から必要な取組を進める	
11	・性的指向及び性同一性に基づく差別を撤廃するための措置。(カナダ)	・フォローアップすることに同意	・2010年12月に第3次男女共同参画基本計画を決定し,性的指向や性同一性障害を理由とする差別や偏見の解消を目指して,啓発活動や相談,調査救済活動に取り組む	

14	<p>・女性及び児童に対する暴力の影響を減らすための施策の継続。特に法執行機関職員が人権研修を受けることの確保及び暴力被害者が回復・相談するための施設への資金の供給をすること。(カナダ)</p>	<p>・フォローアップすることに同意</p>	<p>・法務省において、検察職員・矯正施設職員・更正保護官署関係職員・入国管理職員に対し、女性及び児童への暴力の防止や人権に関する研修を実施          ・警察庁において、警察職員に対し、人権教育を実施          ・厚生労働省において、労働基準監督職員に対し、人権教育に関する研修を実施し、また、児童相談所・婦人相談所・婦人保護施設等の運営費・経費について、負担・補助          ・内閣府において、2010年12月に決定した第3次男女共同参画基本計画において、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進</p>	<p>・未だに多くの女性が配偶者などからの暴力の被害に遭っている。DVの相談件数、暴力検挙件数、保護命令新受件数とも増加傾向          ・DV法の改正も含め、被害者保護及び自立促進のための就業の促進、住宅の確保、子どもの就学等各種の支援が必要          ・人身売買の検挙件数は減少傾向にあるものの、搾取的な移住労働者の人身売買事案の実態を明らかにする必要</p>
15	<p>・特に女性と児童に対する人身取引に対処するための努力の継続。(カナダ)</p>	<p>・フォローアップすることに同意</p>	<p>・2009年12月に人身取引対策行動計画2009を策定し、人身取引の防止、撲滅、被害者保護について包括的に施策を実施</p>	<p>・同上</p>
16	<p>・常居所から不正に連れさられたり、又は戻ることを妨げられている子供の早期帰還を確保するためのメカニズムの構築。(カナダ)</p>	<p>・フォローアップすることに同意</p>	<p>・ハーグ条約締結・国内担保法案は2012年の通常国会に提出</p>	

17	<p>・あらゆる形態の児童への体罰の明示的な禁止, 積極的かつ非暴力な形態のしつけの促進。(イタリア)</p>	<p>・フォローアップすることに同意</p>	<p>・学校教育法により体罰を厳に禁止          ・親権者が許容される範囲を逸脱して過度の懲戒を加えたときは民法によって親権喪失          ・懲戒権の行使が社会通念上相当な範囲を超える場合は刑法等による処罰</p>	<p>・依然として学校における体罰を理由として教師が処分を受けている。2009年には、少年院において、職員から少年に対する暴行事件があったことが問題となっている          ・政府は、学校でのいじめ、校内暴力に対する厳罰的施策を推進してきたが、子どもが問題行動を起こす背景に対する配慮をしていない点、子どもたちの間で起きているいじめの複雑さへの理解不足が認められ、不十分なものとどまっている          ・2009年、17歳以下の子どもの7人に1人が貧困状態にあり、特にひとり親家庭の子どもに至っては半数以上が貧困状態にあることが明らかとなった。子どもの権利委員会は、子どもの貧困の根絶のための適切な資源配分及び養育費の効果的回収のための措置をとよう勧告          ・日本政府は、子どもの貧困の実態調査を直ちに行い、子どもの貧困対策を策定し実行し、養育費確保を含めたすべての子どもの貧困の予防と不利益回避の実現を目指すべき</p>
20	<p>・庇護決定を再検討するための手続を拷問等禁止条約及びその他の関連する人権条約と調和させること、及び必要とする移住者への国による法的援助の提供。(アルジェリア)</p>	<p>・フォローアップすることに同意</p>	<p>・入管法の改正により、退去強制の送還先に拷問等禁止条約3条1・強制失踪条約16条1に規定する国を含まないことを明確に規定          ・難民認定申請中の者はノン・ルフールマンの原則により送還していない</p>	<p>・拷問の危険のある国に対する送還の禁止は明文で規定されたものの、在留特別許可の判断を国際人権条約の趣旨にしたがって行うことは規定されていない          ・庇護希望者の法律扶助制度へのアクセスに関する勧告についても、何ら改善が見られていない</p>
21	<p>・入国者収容所を調査する国際的な監視員の受入れ。(アメリカ)</p>	<p>・国際的な監視員の定義を明確にした上で国際的な監視員の受入れを検討</p>	<p>・2009年7月に国連人権理事会の人身取引担当特別報告者、2010年3月に国連人権理事会の移民の権利特別報告者による入国者収容所等の視察を受入れ          ・2010年7月から、入国者収容所等の適正な運営に資するため、第三者である有識者で構成される入国者収容所等視察委員会を設置</p>	

24	<p>・社会的、経済的な発展が必要な国々に対する財政的援助の提供の継続、及びミレニアム開発目標8に規定されている発展の権利の実現に向けた国際努力に対する支援の拡大。(バングラデシュ)</p>	<p>・フォローアップすることに同意</p>	<p>・財政状況が厳しい中でも、途上国の安定・発展に資する援助の提供を継続          ・MDGsの達成に向けて、各分野におけるコミットメントを表明し、これを実施</p>	
25	<p>・インターネット上の人権侵害における人権の保護に関する日本の経験の他の国との共有。(ポーランド)</p>	<p>・フォローアップすることに同意</p>	<p>・法務省人権擁護機関では、他人の名誉・プライバシー等の人権を侵害する悪質な事案について、情報の削除をプロバイダ等に求めるなど侵害状況の排除に努めている          ・2010年に児童ポルノ排除総合対策を策定し、関連事業者による自主的なブロッキングの導入の推進等、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策を推進</p>	
26	<p>・UPRプロセスのフォローアップにおいて、国レベルでの市民社会の十分な関与。(イギリス)          ・審査をフォローアップする過程における、ジェンダーの視点の組織的かつ継続的な組み入れ。(スロベニア)</p>	<p>・フォローアップすることに同意</p>	<p>・NGO等市民社会との間で様々な対話の機会を設けており、今後もこれを継続</p>	<p>・日本政府は、UPRのフォローアップへの市民社会の関与について何ら取り組みをしなかった          ・第2回審査に向けたプロセスにおいても、市民社会との協議は形式的なものであった</p>

(日本政府が第1回UPR日本政府審査においてフォローアップに同意又は検討を約束していない項目)			
第1回UPR日本政府審査における勧告 (A/HRC/8/44, para. 60)(30 May 2008)	勧告に対する日本政府の対応 (A/HRC/8/44/Add.1)(13 Aug 2008)		日弁連による情報提供 (23 Apr 2012・30 Aug 2012)
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二次世界大戦中の慰安婦問題に関する国連メカニズム(女性に対する暴力特別報告者, 人種差別撤廃委員会及び女子差別撤廃委員会)からの勧告に対する誠実な対応。(韓国)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本政府は, アジア女性基金の事業を通じて表された日本国民の心情が国際社会において理解が得られるよう引き続き努力するとともに, 条約の機関との対話を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本軍慰安婦」問題に関して, 日本政府は, 第1回UPRで勧告を受けた[5及び18]。また, 2011年9月には韓国政府から韓国憲法裁判所の決定を受けて被害救済のために積極的な対応を求められ, その後も, 同年12月18日の首脳会談において, 韓国大統領から「日本軍慰安婦」問題の解決を強く求められているが, 日本政府は, 法的に解決済みであるとの立場を維持している。これを機に, 日本政府は, 早急に関係政府と話し合い, 一日も早く, 立法により, 謝罪, 人としての尊厳の回復措置と金銭賠償をなし, 真相の解明のための調査機関の設置等により法的責任を果たし, 国連人権諸機関の信頼を回復すべきである。この点に関し, 日弁連は, 大韓弁協と共同して, 「日本軍慰安婦」問題の最終的解決に関する提言を行っている。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>平等と非差別の原則に適應するべく国内法の改正。(スロベニア)</li> <li>あらゆる形態の差別を定義し, 禁止する法律の制定の検討。(ブラジル)</li> <li>刑法に差別の定義を導入することの検討。(グアテマラ)</li> <li>人種差別, 差別及び外国人嫌悪に対する国内法の早急な導入。(イラン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本国憲法第14条1項において, すべて国民は法の下に平等であると規定されており, 憲法や関連する規定に基づき, 日本は人種的及び民族的なあらゆる形態の差別のない社会を実現すべく努力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人種差別の禁止に関する法制度の整備は進んでいない。</li> <li>第1回UPRでの勧告[6]や, 子どもの権利委員会(2010年)の勧告にもかかわらず, 婚外子に関する法律上の差別は依然として存在する。民法や戸籍法における非嫡出子という概念や, 差別的規定・差別的取扱いには直ちに改善すべきである。</li> </ul>

9	<p>・在日韓国・朝鮮人に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための措置。(北朝鮮)</p>	<p>・日本政府は、憲法及び人種差別撤廃条約に基づき、人種、民族等も含めいかなる差別もない社会を実現するための努力、及び国連の場等において人種差別撤廃に向けて積極的に活動していることを強調          ・日本政府は、日本国籍の取得を希望する外国人が自らの氏名を日本名に改名することを要求されているということはなく、外国人は帰化後に自分の氏名を決定することができる          ・朝鮮学校を含む様々な外国人学校は県によって各種学校として認定されており、朝鮮学校と他の各種学校との間に差別は存在しない</p>		<p>・朝鮮学校の生徒を含む在日コリアンに対する人種差別的な言辞はなくなっておらず、無年金障がい者・高齢者の年金問題等の在日コリアンに対する差別的な制度も継続している。</p>
10	<p>・日本における歴史の歪曲が継続していることは、過去の侵害行為に取り組むことへの拒否と再発の危険性を示すものであると懸念を表明し、現代的形態の人種差別に関する特別報告者も要求しているように、このような状況に取り組むための措置を直ちに講じること。(北朝鮮)</p>	<p>・日朝平壤宣言に則り、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を精算して日朝国交正常化を目指している</p>		

12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死刑執行停止と死刑廃止を目的とした死刑執行の早急な見直し。(イギリス)</li> <li>・国連総会で採択された決議に従って、死刑廃止を目的として死刑を執行せず、死刑の執行停止を再度適用すること。(ルクセンブルグ)</li> <li>・死刑廃止を目的とした死刑執行停止の導入。(ポルトガル)</li> <li>・死刑執行停止の正式な導入を優先事項として検討。(アルバニア)</li> <li>・死刑執行停止の導入の再検討。(メキシコ)</li> <li>・死刑執行停止あるいは死刑を廃止している多くの国々に加わること。(スイス)</li> <li>・死刑に直面する者の権利の保障に関する国際基準の尊重、死刑執行の漸進的制限、死刑が課される犯罪数の減少、死刑廃止を目的とした死刑執行停止の導入。(イタリア)</li> <li>・凶悪犯罪の刑罰に仮釈放のない終身刑を追加する可能性及び死刑の廃止の検討。(オランダ)</li> <li>・日本における死刑廃止に関する他国のこれまでの発言の支持。(トルコ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政府は、死刑執行停止の検討及び死刑廃止のいずれについても適当ではないとの立場である</li> <li>・刑事施設においては、死刑確定者の身柄を確保するとともに、その者が心情の安定を得られるよう留意する必要があるところ、死刑確定者は執行の日に自らの執行を告知されており、死刑確定者に前もって執行日を告知した場合には、心情の安定を害し、かえって過大な苦痛を与えることになりかねない</li> <li>・仮釈放のない終身刑に関し、受刑者の人格を破壊する可能性がある残酷で問題のある制度であると考えており、それゆえそのような制度の導入は極めて慎重に検討する必要がある</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由権規約委員会や拷問禁止委員会も、死刑の廃止を前向きに検討するとともに、死刑の執行を速やかに停止するよう日本政府に繰り返し勧告している。日本政府は、速やかに死刑の執行を停止するとともに、死刑の廃止について社会的な議論を開始すべきであり、特に、犯罪時20歳未満の少年に対する死刑の適用は、速やかに廃止すべきである。</li> <li>・自由権規約委員会からも勧告を受けているとおり、死刑判決に対する上訴は必要的なものとなっておらず、再審請求や恩赦の出願にも執行停止の効力はない。死刑確定者と弁護人との面会には刑事施設職員が立ち会うなど、十分な弁護権や防御権も保障されていない。死刑確定者の処遇についても、死刑確定者は単独室に収容され、時には30年を超えるほど長期間にわたっており、死刑執行日の事前告知もなく処刑され、高齢者や精神障がい者まで執行されている。</li> </ul>
----	--	--	--	---



13	<p>・警察の留置施設にいる被留置者の取調べの組織的な監視・記録、及び刑事訴訟法の、拷問等禁止条約第15条及び自由権規約第14条3項との適合性の確保、全ての関連する資料にアクセスできる被告人の権利の保障。(アルジェリア)</p> <p>・警察と司法機関が被疑者に自白させるために過度の圧力を加えることを避けるために、強制された自白の危険性に対する警察の関心をひくように、一層組織的かつ集中的な取り組み、取調べを監視する手続の見直し、長期にわたる「代用監獄」の使用についての再検証、拷問等禁止条約第15条に適合することを確保すべく刑事法の見直し。(ベルギー)</p> <p>・被拘禁者の拘禁に際して手続保障を強化するメカニズムの構築。(カナダ)</p> <p>・留置手続が人権法の義務に調和することを確保するため、いわゆる「代用監獄」制度の再検討、及び留置施設の外部による監視に関する拷問禁止委員会の勧告の実施。(イギリス)</p>	<p>・警察の留置施設では、警察は、被留置者の人権に配慮して適正に被留置者の処遇を行っており、今後も代替収容制度の下で適正な処遇を確保する努力を継続</p> <p>・すべての取調べの録音・録画を義務づけることについては慎重な検討を要するが、適正な取調べの確立に向けた努力は継続</p>		<p>・日本においては、警察の留置場に、ひとつの事件につき、起訴までの間、最長23日間被疑者を拘禁することが可能であり、逮捕の繰り返しによって警察拘禁期間はさらに長期化する。起訴前保釈制度はなく、弁護士へのアクセスも制限されており、捜査官による自白を得る目的での長時間にわたる濫用的な取調べの危険がある。</p> <p>・この数年間にわたる志布志事件、氷見事件、足利事件、布川事件等といった日本における著名な無罪事件の経過は、捜査官による密室での違法・不当な取調べが繰り返され、多くのえん罪が生まれていることをあらためて明らかにしたものであって、代用監獄制度は廃止されるほかない。</p> <p>・現在、被疑者に自白させるために過度の圧力を加えることを避ける方策が法制審で検討されており、取調べの全面可視化に向けた制度改正に期待する。しかし、それにとどまらず、取調べへの弁護人の立会を実現し、取調べ時間を法的に規制することが肝要であり、これらが一体となった改革の実現を求める。</p>
18	<p>・北朝鮮を含む他国・地域で犯した慰安婦及び過去の暴力にきっぱりと取り組むための具体的な措置。(北朝鮮)</p>	<p>・日本は、日朝平壤宣言において、日本と北朝鮮の首脳は、日朝間の財産・請求権については1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則が確認されていることを指摘</p>		<p>・上記(9)と同じ。</p>
19	<p>・特にアイヌの人々の土地及びその他の権利の再検討と、それらの権利と「先住民族の権利に関する国際連合宣言」との調和。(アルジェリア)</p> <p>・「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を履行するために、先住民族と対話を開始する方法の模索。(グアテマラ)</p>	<p>・2008年6月6日に国会においてアイヌ民族に関する決議が採択されたことを受けて発出した官房長官談話に則り、政策を立案</p>		<p>・アイヌに関し、政府は2009年12月にアイヌ政策推進会議を設置し、アイヌ文化の振興・生活実態の調査などを行っているが、より総合的な施策を推進すべきである。</p>

22	・庇護申請を再検討するための独立機関の設立。(スロバキア)	・難民認定を審査する独立した機関を設けることに関する勧告については、難民審査参与員は、幅広い分野から中立的な立場にある有識者から選ばれており、庇護申請を二次的に審査する中立的な第三者機関として、その意見を十分に尊重する運用		・日本の難民認定制度については、第1回UPRでも異議申立ての審査のための独立した機関の設立が勧告されたが[22]、日本政府はこれを受け入れていない。
23	・不法な状況にあると疑われる移住者を省庁のウェブサイトにて匿名で通報することを一般市民に求めるために設立された制度の廃止。(グアテマラ)	・日本政府は、人種的及び民族的な差別を惹起する意図はなく、そのような差別を惹起しないよう制度の運用にあたっては注意が払われているところ、本件制度は不法滞在者に厳格に対処するために必要であり、入国管理局の任務を遂行するにあたり、国民から寄せられるさまざまな情報は有用		
(第1回UPR日本政府審査において勧告された項目以外の項目)				
日弁連による情報提供における項目				日弁連による情報提供(23 Apr 2012・30 Aug 2012)
1	・東日本大震災・原子力発電に関する問題			<ul style="list-style-type: none"> <li>・2012年3月現在34万人以上の人々が仮設暮らし</li> <li>・原発事故により、大量の放射性物質が大気中に放出され、多数の住民が居住区域への立入を禁止されたり、ICPRの被ばく線量限度を超える場所での生活を余儀なくされている</li> <li>・生命・身体に関わるにもかかわらず、避難計画や避難指示に関する情報、原子力施設や自己に関する情報の提供は不十分で、子供や妊婦の健康への影響が懸念される</li> <li>・さまざまな原因から、被災者の大半が災害に関連して体調を崩している</li> <li>・空間放射線量の測定及び公表は不十分</li> <li>・住民の健康管理調査、食品の安全検査体制も不十分</li> <li>・避難者の生活条件、失職者に対する生活支援、就職あっせんは不十分であり、家族やコミュニティの崩壊も深刻</li> </ul>

2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良心・信教・表現・結社・集会の自由・参政権</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立の学校現場においては、国旗の掲揚・国歌の斉唱に際し、起立しなかった教員に停職などの不利益処分が課せられており、教育の場における思想・良心の自由が脅かされている</li> <li>・政治的意見に関するビラの投函等が逮捕・起訴の対象とされるなど、表現の自由に対する政府による広範な規制が危惧される</li> <li>・テロ対策を理由として多数のイスラム教徒の個人情報網羅的に収集されていた</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働・非正規労働に関する問題</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の非正規化・貧困化が進んでおり、とりわけ女性の労働環境は厳しい</li> <li>・不安定な雇用、低い労働条件、職業能力向上やキャリア形成の欠如などの問題を抱える非正規労働者は増加を続け、2010年には労働者全体の34.9%、内女性は69.3%</li> <li>・2010年の年間給与額が200万円以下(平均の約半分以下)の労働者は、全体の22.9%、女性では42.7%</li> <li>・地域別最低賃金が生活保護水準を下回る地域が残っている</li> <li>・正規雇用労働者には、長時間過密労働、成果主義賃金による成果達成への圧力</li> <li>・2010年には、週労働時間が60時間以上の労働者が全体の9.5%</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護・ホームレスに関する問題</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の受給者は増加傾向にあり、2011年には200万人を突破したが、生活保護行政の不適切な運用もあり、最低生活費以下で生活をしながら生活保護を申請・受給していない世帯も多い</li> <li>・全国で1万3000人以上のホームレスがいる</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修生に関する問題</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人研修・技能実習制度については、自由権規約委員会から勧告され、一定の改善が見られたものの、労働関係法令違反の横行など多くの構造的問題があり、廃止すべき</li> </ul>

6	<p>・新たな在留管理制度に関する問題</p>			<p>・改正入管法で、外国人登録証明書が廃止され、国は、中長期在留者の外国人には在留カードを、特別永住者には特別永住者証明書を交付し、その常時携帯を罰則（中長期在留外国人については特に刑罰を科す。）をもって義務づけたが、特別永住者、一般の永住者まで含む全ての中長期の在留者に対して常時携帯を義務づけることは、外国人に過度の負担を課すと同時に、外国人全てを監視の対象とすることにより差別や偏見を助長する</p> <p>・カード番号の閲覧・利用に制限がないため、カード番号をマスターキーとして、すべての個人情報名寄せされ、利用される危険</p> <p>・日本人の配偶者がその「身分を有する者としての活動を継続して3月以上行わない」ときなども、在留資格が取り消され得るが、相手方の不貞行為やDVの被害が原因で別居を余儀なくされている者まで取消の対象となりかねない</p>
---	-------------------------	--	--	--